2021年2月24日更新版

中小法人･個人事業者のための

一時支援金

緊急事態宣言の影響緩和

2021年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に「緊急事態宣言の影響緩和による一時支援金」が給付されます。

3月初旬より通常申請の受付開始を予定

特例申請については、3月中旬に受付開始の見通し

・主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した事業者
・事業収入を比較する2つの月の間に事業承継した事業者
・事業収入を比較する2つの月の間に個人事業者から法人化した事業者年の間に罹災した事業者
・2020年に新規開業した事業者
・売上に季節性のある事業者
・2018年から2020・連結納税を行っている事業者
・NPO法人、公益法人等

緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金の概要

給付額 ＝ **前年又は前々年の対象期間の合計売上 － 2021年の対象月の売上×3ヶ月**

中小法人等	上限**60**万円	対象期間	**1月～3月**
個人事業者等	上限**30**万円	対象月	対象期間から**任意**に選択した月

給付対象について

ポイント1 緊急事態宣言に伴う**飲食店時短営業又は外出自粛等の影響**を受けた事業者は対象となり得る。
（飲食店時短営業又は外出自粛等の**影響を示す証拠書類の保存**が必要です。申請時に提出は不要ですが、求められた場合は提出してください。）

ポイント2 2019年比又は2020年比で、2021年の1月、2月又は3月の**売上が50%以上減少**した事業者

注１：「飲食店時短営業又は外出自粛等の影響」とは、緊急事態宣言の再発令に伴い、緊急事態宣言の発令地域（以下「宣言地域」という。）の飲食店と直接・間接の取引があること、又は、宣言地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたことを指します。
注２：給付要件を満たす事業者であれば、業種や所在地を問わず給付対象となり得ます。なお、店舗単位ではなく、事業者単位の給付となります。
注３：一方、宣言地域に所在する事業者であっても、給付要件を満たさなければ給付対象とはなりません。なお、宣言地域には、緊急事態宣言が一度発令され、その後解除された地域も含みます。
注４：飲食店の時短営業又は不要不急の外出・移動の自粛以外の理由であれば、売上が50%以上減少していても対象外です。
注５：都道府県から時短営業の要請に伴う協力金を受給している飲食店は、一時支援金と重複受給できません。

2019年及び2020年の両方の確定申告書が必要です。申請をご検討の方は適正な確定申告を行ってください。
なお、持続化給付金及び家賃支援給付金は課税対象ですので、受給された方は確定申告が必要になる場合があります。

具体的な対象事例及び保存すべき証拠書類等例

検討中の例であり今後変更がありえる

★宣言地域所在の事業者、●宣言地域以外に所在の事業者

対象となり得る事業者の例※1

飲食店
都道府県知事から時短営業の要請を受けている飲食店（一時支援金の対象外）

飲食店
都道府県知事から時短営業の要請を受けていない飲食店（昼間営業等）

食品加工・製造事業者
惣菜製造業者、食肉処理・製品業者、水産加工業者、飲料加工事業者、酒造業者　等

器具・備品事業者
食器・調理器具・店舗の備品・消耗品を販売する事業者　等

サービス事業者
接客サービス業者、清掃事業者
廃棄物処理業者　等

流通関連事業者
業務用スーパー、卸・仲卸、問屋、農協・漁協　等

生産者
農業者、漁業者、器具・備品製造事業者　等

主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行う事業者
旅客運送事業者（タクシー、バス、運転代行等）、宿泊事業者（ホテル、旅館等）、観光・遊興関連施設事業者（文化施設、映画館、カラオケ、公衆浴場等）、小売店（土産物店、雑貨店、アパレルショップ等）、対人サービス事業者等（旅行代理店、イベント事業者、理容店、美容店、クリーニング店、マッサージ店等）等

上記事業者への商品・サービス提供を行う事業者
食品・加工製造事業者、清掃事業者、業務委託契約を締結しているタクシードライバー・バスガイド・イベント出演者等

保存すべき証拠書類等の例

1
★●飲食店の営業許可証の保存
★●営業時間を示す書類・写真の保存
●宣言地域の個人顧客との取引を示す書類の保存※2等

2
＜飲食店と直接取引をしている事業者＞
★●取引している飲食店の基本情報の保存※3
★●2019年から2021年3月の間における同事業者との取引を示す書類の保存※4 等

3
＜その他の事業者＞
★●顧客事業者の基本情報の保存※3
★●2019年から2021年3月の間における同事業者との取引を示す書類の保存※4
●自らの商品が宣言地域の飲食店に届いていることを示す書類の保存※5　等

4
★●主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行っていることを確認できる書類の保存※6
●宣言地域の個人顧客との取引を示す書類の保存※2等

5
★●取引している事業者の基本情報の保存※3
★●2019年から2021年3月の間における同事業者との取引を示す書類の保存※4
●顧客事業者が、主に対面で宣言地域の個人向けに商品・サービスの提供を行っていることを示す書類※7　等

※1**対象となり得る業種に該当しても、緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受けて売上が50%以上減少していなければ対象外**。例えば、**宣言地域外において、地域コミュニティ内の顧客のみと取引を行う小売店や生活関連サービスは対象外**。また、公共法人、風営法上の性風俗関連として届出義務のある者、政治団体、宗教法人は対象外。
※2顧客の出身地域が分かる顧客管理システム上の顧客データ、顧客台帳、自社の所在地域への来訪者の居住地域に関する統計データ　等
※3名称、連絡先、所在地、（法人の場合は）法人番号、（飲食店の場合は）飲食店の許可番号　等
※4売上台帳、請求書・納品書・領収書等の帳票書類、取引内容が分かる通帳　等
※5顧客事業者が宣言地域の飲食店と取引していることを示す書類、宣言地域の卸市場又は流通関連事業者との取引を示す書類や統計データ　等
※6商品・サービスの一覧表、店舗写真、賃貸借契約書　等
※7顧客事業者の所在地域への来訪者の居住地域に関する統計データ　等（例：観光関連統計（地方公共団体、観光協会、民間企業、V-RESASの統計データなど））
※8中小企業庁又は事務局の求めに応じて、サプライチェーンを遡る調査や顧客調査等を通じて、自らが給付対象であることを速やかに明らかにすることの宣誓・同意を求める。

一時支援金の申請方法と申請から給付までのフロー

※給付要件を満たす場合
※申請をご検討の方は2020年の確定申告を行ってください。

・一時支援金は、持続化給付金と異なり、2021年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛の影響を受けた事業者が給付対象となり得ます。手続き面では、**緊急辞退宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を示す証拠書類の保存**や**申請前に登録機関から事前確認を受けていただく必要**がある点が主に異なります。

登録確認機関において、**事前の確認**を受けて、**事業の実施や一時支援金の給付対象等の正しい理解が確認された場合**には、一時支援金事務局が今後設置する申請用の**WEBページから申請**していただけるようになります。

3月初旬 申請受付開始

申請方法

1．一時支援金事務局が設置する予定のWEBページにてアカウント登録
2．申請に関わる基本情報を記載の上で、以下の必要書類を添付
3．申請ボタンを押下
※オンラインでの申請が困難な方向けに申請内容の入力のサポートを実施予定

必要書類※1

- □**確定申告書**　：2019年及び2020年の確定申告書
- □**売上台帳**　：2021年の対象月の売上台帳
- □**宣誓・同意書**　：2月下旬に所定の様式を公表予定
- □**本人確認書類※2**　：運転免許証、マイナンバーカード、写真付きの住民基本台帳カード等
  ※2個人事業者等の場合
- □**通帳**　：銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が確認可能なページ　等

※1特例を用いる場合など、必要書類が追加になる場合もあります。

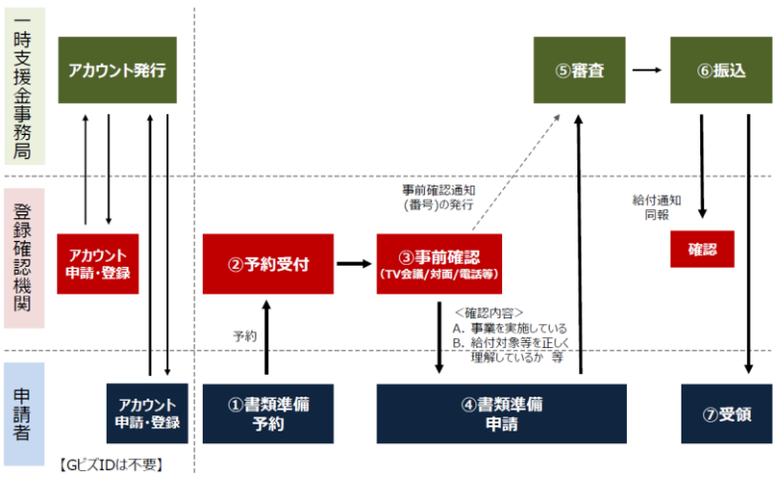

登録確認機関の事前確認とは

※登録確認機関は、「帳簿等の事務局が定めた書類の有無」や「宣誓内容に関する質疑応答」等に関する形式的な確認を行うこととしており、申請者が給付対象であるかの判断は致しませんので、ご留意ください。

不正受給や誤って受給してしまうことへの対応として、申請予定者が、①事業を実施しているのか、②一時支援金の給付対象等を正しく理解しているか等を事前確認します。

具体的には、事務局が登録した**「登録確認機関」**によって、**テレビ会議又は対面で「帳簿等の事務局が定めた書類の有無」や「宣誓内容に関する質疑応答」等の形式的な確認**を行います**（宣誓内容が正しいかなど、申請者が給付対象であるかどうかまで判断しない）**。

※同機関は、**自らの会員、顧問先又は事業性融資先等の事業者について、①を省略し、②のみを電話で確認**することができます。その場合、事後に会員契約等を確認する場合があります。

申請予定の事業者は、申請前に、登録確認機関で、①②の確認を受けてください。

確認手順

1．緊急事態宣言の影響の確認に必要な書類（下記記載）を準備
2．全国各地に指定する登録確認機関（2月下旬に登録確認機関の一覧を公開予定）の予約
3．同機関にて、書類の有無や宣誓内容に関する質疑応答等の形式的な確認を受ける

書類

①事業の実施　：2019年及び2020年の確定申告書
2019年から2021年対象月までの毎月の売上台帳、帳票類及び通帳等
本人確認書類（個人事業者）や登記事項証明書（中小法人）等

②給付対象の理解：宣誓・同意書（2月下旬に所定の様式を公表予定）
※電話での確認を行う場合は、お手元にご準備ください。

本人による申請が必要であり、代理申請は認めてられておりません。

事前確認フローと確認書類について

※全部確認の場合

①申請者の確認

□申請ID、電話番号、（法人の場合は）法人名、（個人の場合は）氏名、生年月日を聴取します。
（中小法人等の場合は、代表取締役が自らの従業員等に事前確認を受けることを委任できます。）

個人事業主の場合

□聴取した申請希望者の氏名と本人確認書類※1に記載の氏名の一致。
□相手方の顔と本人確認書類の写真の一致。
※1本人確認書類とは、運転免許証（両面）、マイナンバーカード（オモテ面のみ）、写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面のみ）、在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書、住民票の写及びパスポートのいずれか。

法人の場合

□聴取した申請希望者の氏名、履歴事項全部証明書に記載の代表取締役氏名及び本人確認書類※1に記載の氏名の一致。※2。
□相手方の顔と本人確認書類の写真の一致。
※2代表取締役から事前確認を受けることを委任された者である場合には、委任状（委任内容、委任者、受任者が明確である限りは書式自由）に記載された受任者氏名と本人確認書類に記載の氏名の一致を確認。

②事業に関する書類の有無の確認

□事業に関する書類の有無を確認します。

□収受日付印の付いた※3 2019 年及び2020 年※4の確定申告書の控え※5の有無を確認。
□2019 年から2021 年対象月までの各月の帳簿書類（売上台帳、請求書、領収書等）※6の有無を確認。
□（事業の取引に用いている）通帳の有無を確認。
※3e-Tax の場合は受信通知メールのある確定申告書の控え又は受付日時が印字された確定申告書の控えを確認。
※4 2020 年に新規創業した事業者は開業以降の書類を確認。
※5確定申告義務がない場合その他相当の事由がある場合は住民税の申告書の控えの有無を確認。
※6書類の量が膨大な場合、任意に選んだ複数の年月（登録確認機関側で選択）にて、帳簿書類の有無を確認することもある。

③事業の実態の確認

□2019 年又は2020 年の中から任意に選んだ複数の年月（登録確認機関側で選択）について事業の実態を確認します。

□X_1年X_2月の取引のうち、任意に選んだ1 つの法人等※7との取引に関する請求書又は領収書等について、請求書又は領収書等に記載の「取引先名称」「金額」が通帳に記帳されているか確認。
＜確認に用いた年月（登録確認機関側で選択）＞
①　　年　　月　　②　　年　　月
※7屋号が明らかな場合など、事業を実施していない個人ではないと識別可能な個人事業者も含む。

申請希望者の事業に関する書類（②及び③関連）が存在しない場合は、事業に関する書類が存在しない合理的な理由(※)があるかを確認。

(※)個人事業者等であって、雑所得又は給与所得で確定申告を行っており、かつ現金授受による取引を行っているために、請求書や通帳が存在しない場合等

④宣誓・同意事項等の確認

□申請希望者が給付対象や宣誓・同意事項等を正しく理解していることを確認※8,9します。

※8口頭での質問や確認が難しい場合には、申請希望者と書面を見ながら確認する。
※9詳細は一時支援金給付規程に記載される予定。

□緊急事態宣言に伴う**飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により売上が減少していたとしても、前年又は前々年の同月比で売上が50%以上減少しなければ、一時支援金の給付要件を満たさない**ことを認識しているか確認。
□**前年又は前々年の同月比で売上が50%以上減少したとしても、**緊急事態宣言に伴う**飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛による影響ではない場合は、一時支援金の給付要件を満たさない**ことを認識しているか確認。
□**事業を実施していない、サラリーマンやアルバイト、学生等は、一時支援金の給付対象ではない**ことを認識しているか確認。
□一時支援金の給付を受けた場合、「2019 年以降の確定申告書、帳簿書類」及び「緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響の証拠書類」には7 年間保存する義務及び中小企業庁又は事務局から求められた場合に速やかに提出する義務があることを認識しているか確認。
□「地方公共団体による営業時間短縮要請に伴う協力金の支払い対象となっている飲食店」「公共法人」「風営法上の性風俗関連として届出義務のある者」「政治団体」「宗教法人」「暴力団を排除していない事業者」は給付対象外であることを認識しているか確認。
□代表者が**宣誓・同意書を全て読んだ上で自署**したか確認。
□一時支援金の不正受給等を行った場合や書類の保存義務・提出義務を遵守しなかった場合、事務局等の調査に応じなかった場合、宣誓・同意書に違反した場合は、**受給額に延滞金及び２割の加算金を加えて返還する義務**を負うことや、**氏名等の公表**及び**刑事告発**され得ることを認識しているか確認。

⑤事前確認番号の発行

事前確認番号は申請者希望者にお伝えすることはありません。

申請希望者が、事業を実施していることや一時支援金の給付対象等を正しく理解していることを確認できない場合には、事前確認通知番号を発行することはありません。また、事前確認通知番号を発行したものの、著しく不審な点があり、申請希望者が給付要件を満たさないおそれがある場合には、その旨を事務局の相談窓口まで報告します。

出典：経済産業省ウェブサイト（https://www.meti.go.jp/covid-19/ichiji_shien/index.html）
「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金の概要について」（経済産業省）（https://www.meti.go.jp/covid-19/ichiji_shien/pdf/summary.pdf?0224）をもとに行政書士佐々木秀敏事務所が作成

©行政書士佐々木秀敏事務所　〒989-3207 宮城県仙台市青葉区中山台西2番地の８　TEL.022-725-2280　mail@hide-gyousei.jp　https://www.hide-total.com